

# 国立感染症研究所が 新型コロナの空気感染を認める

■ 感染研が空気感染を認める  
3月28日国立感染症研究所が  
ついに新型コロナウイルスが空気感  
染によることを認めた。  
感染研はこれまでエアロゾル感  
染を認めず、飛沫感染と接触感  
染だけを原因としていたため、国  
内の多くの科学者が「世界の知見  
と異なる」と公開質問状で追及し  
要請する。



空気感染ならば当会と感染対策を  
資材と方法から考える超党派議員連盟  
(片山さつき会長)が重ねて提言してき  
た空気清浄化と空間除菌こそが唯一の  
対策だった。厚労省が次亜塩素酸水の  
空間噴霧を頑なに否定してきたのも前  
提となる空気感染が認められなかつたこ  
とに因があつたのではないか。

日本除菌連合／次亜塩素酸水溶液  
普及促進会議は、今回の空気感染を主  
な感染原因とする前提のもとに、日本  
政府対策としての感染対策に各種空気  
清浄機と換気型機械空調、次亜塩素酸  
水の空間噴霧を盛り込んでいくことを

3月28日国立感染症研究所が新型コロナウイルスは空気感染であることを認めたが、世界ではCDCが昨春にすでに発表している。政府はそれまで接触感染と飛沫感染しか認めていなかったのだから、それを前提にアルコールの手洗いとアクリル板を中心とした方法を広め、醉つぱらつて飛沫を飛ばすイメージの居酒屋が悪者にされてきた。

新型コロナウイルスの感染拡大を最新技術と資材で防することを目指す日本除菌連合と一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議は、3月28日に国立感染症研究所が新型コロナウイルスは空気感染であることを発表したことに対し、除菌連合会長より以下のメッセージを発信します。

J  
F  
K  
**通  
信**

号外

から当たり前のことである。アクリル板があろうとマスクをしていようと手を洗おうと、空気感染に対してもそれは対策にはならない。換気できない部屋に感染者がいたならばその空気中に個体の免疫力を超える量のウイルスが充満しそれを吸い込んだ際には当然

て悪質な風評が流された。これに対し「感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟（会長片山さつき参議院議員）」の追及により昨年10月には厚労省の「オススメしない」という通達は変更され、11月には科学的事実を無視したポスターも変更された。

出てくる専門家と言われる人たちはなぜ空気の清浄化と空間除菌について黙っていたのか。全メディアがスボンサー業界の利権や官僚のメンツに忖度して世界が認めている科学的 possibility を無視しているとは思えないが、これまでの経緯を含めて真実を分析すべきである。

たのは当然である。北海道や東北では冬の間窓を開けて生活はできない。居酒屋も学校も保育園も介護施設も飛沫だけでなく空気中に感染者の呼気が充満して感染していたのである。

我々はこの解決策が空気清浄機、換気型空調機、次亜塩素酸水の超音波噴霧であることを早くからアピールしてたが政府はこの当たり前の対策を頑なに推奨してこなかった。

次亜塩素酸水の超音波噴霧は特定業界の一部と一部官僚の工作により極め

■ どるべき正しい対策とは  
— 資材と方法から考える —

感染原因の分析が間違っているのなら対策も間違っている。空気感染の機と空気中のウイルスを除菌する消毒しかない。もちろん換気は正しい道の対策であるが換気ができない場所では空気清浄機ができない。次亜塩素酸水の空間噴霧が唯一のである。昨年の夏は40度近い外気温度でだれもが窓を開けずにクーラーを開いていた。オリンピックマラソンで観戦も禁止され室内でクーラーで観ていたのだから家庭内感染が

きいと考へる。  
シヨンすべきことであつた。ウイルス量の  
科学的分析もなく、くしゃみの飛沫シ  
ミュレーシヨン映像だけで1億人を神経  
症的不安症・不潔恐怖症にした罪は大

3月8日には川田龍平先生の議員の追及で参議院厚労委員会で後藤厚労大臣が明確に次亜塩素酸水の空間噴霧を認める答弁を行つた。

出てくる専門家と言われる人たちはなぜ空気の清浄化と空間除菌について黙っていたのか。全メディアがスボンサー業界の利権や官僚のメンツに忖度して世界が認めている科学的 possibility を無視しているとは思えないが、これまでの経緯を含めて真実を分析すべきである。

勢ありきの前では空間除菌自体を認め  
るわけにはいかなかつたのだろうと推測  
する。結果的には国民に感染を広げる  
原因のひとつとなつた行政の不作為で  
ある。

「もしかして空気感染の可能性があ  
るのではないか」という危機管理がなぜ  
できなかつたのか。CDCの発表の後で  
専門家会議、分科会ではこれまでどのよ  
うな議論がされてきたのか。専門家の中  
に空気感染を前提とした対策を提言す  
る人がひとりもいなかつたのか。テレビに

に流されている。これを見て造り物だとわかる人がどれだけいるだろうか。戦争なんだから情報戦もフェイクも何でもありということは理解はできる。しかしながら科学の世界で、国民の命がかかつたコロナの感染対策で利権とメンツによる工作がされる事は許されない。遡れば日本ではダイヤモンドプリンセス号の時に空気感染の可能性を前提に対策をとつていれば、これほどの事態にはなっていなかつたと思われる。当会では今まで厚労省は空気感染になぜ次亜塩素酸水を使い、空気清浄機を推奨しなかったのだろうと疑問に思っていたが、大前提である「空気感染を絶対認めない」という姿

ナ市民の生き死にのかたた戦場の映像の前にはコロナのニュースは色褪せて見え、毎日のワイドショーによる専門家による洗脳が解けてコロナへの関心も薄くなってきたものと思われる。

ワクチン業界の陰謀と言う人もいるよ

出てくる専門家と言われる人たちのはなぜ空気の清浄化と空間除菌について黙っていたのか。全メディアがスポンサー業界の利権や官僚のメントに忖度して世界が認めてる科学的 possibility を無視していくとは思えないが、これまでの経緯を含めて真実を分析すべきである。

# 厚生労働大臣が次亜塩素酸水の空間噴霧を認める



▲川田龍平議員

【対赤池内閣府副大臣(消費者庁)】  
川田龍平議員…自治体のホームページでも「次亜塩素酸水の空間噴霧は危険だ」という趣旨の掲載がされているものもある。お手元にあるのは東京都の消費生活総合センターのものです。自治体に対しても十分に通知内容が伝わっていないように思われる。

赤池副大臣…厚労省からもあつたように、消費者庁としても、「安全性情報や使用上の注意事項等を守つて、適切に使用して頂くことを妨げるものでは無い」という考えを共有しています。厚労省

【対赤原健康局長】  
川田龍平議員…消費者が個々の製品の使用について、事務連絡の内容の通り、安全性情報や使用上の注意等をご確認いただき、適切に使用して頂くことを妨げるものでは無い。

3月8日の参議院・厚生労働委員会で、超党派議員連盟の副会長である川田龍平議員が追及し、次亜塩素酸水の空間噴霧を政府は認めました。



▲後藤厚生労働大臣

答弁の模様は→次亜塩素酸水溶液普及促進会議ホームページの新着情報よりご覧いただけます。

【対後藤厚生労働大臣】  
川田龍平議員…使用を妨げるものでは無いという事で、大臣に確認させてください。

後藤厚生労働大臣…次亜塩素酸水の空間噴霧について、「安全性情報や使用上の注意事項等を守つて、適切に使用することを妨げるものでは無い」ということは、先ほどから答弁している通りであります。

経産省と連携して、消費者への適切な情報発信に努めて参りたい。



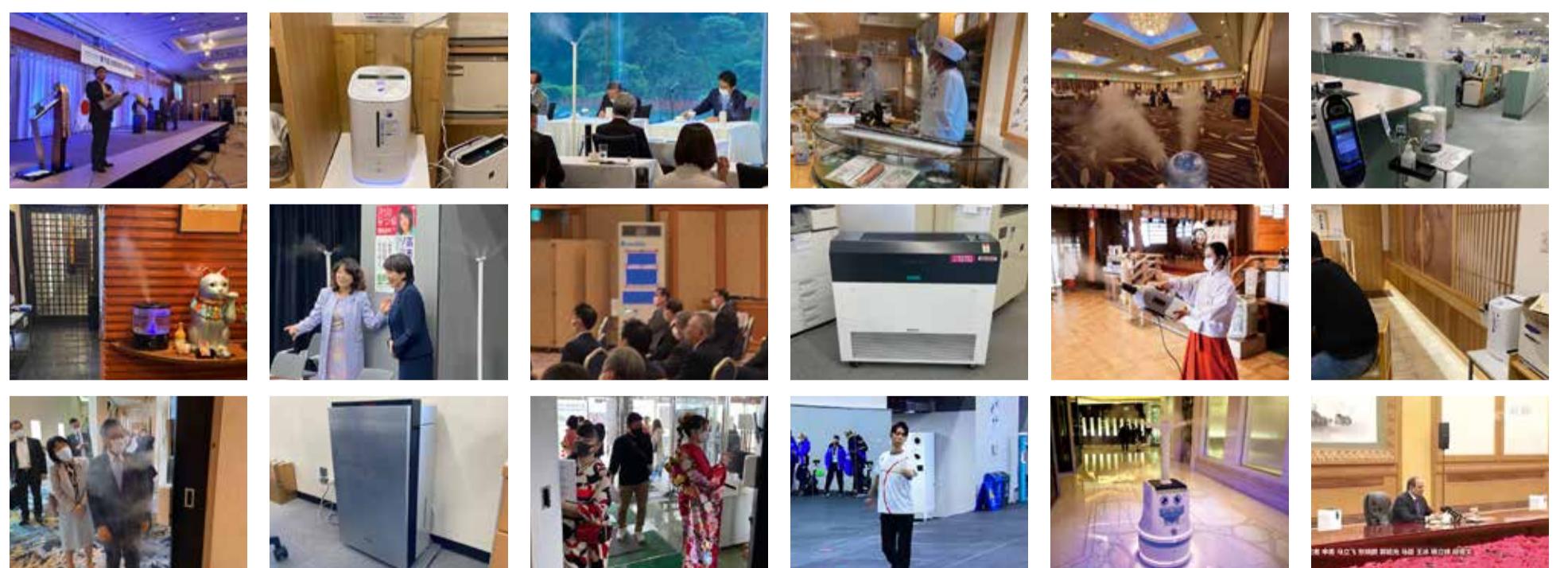
三省(厚労省・経産省・消費者庁)のホームページにおける空間噴霧の表現が変更されました。

**修正前**  
2020年6月  
【次亜塩素酸水の空間噴霧について】  
三省(厚労省・経産省・消費者庁)連名ページの文言が変更されました。  
  
【参考情報3「次亜塩素酸水」の空間噴霧について】  
「次亜塩素酸水」の空間噴霧で、付着ウイルスや空気中の浮遊ウイルスを除去できるかは、メーカー等が工夫を凝らして試験をしていますが、国際的に評価方法は確立されていません。  
安全面については、メーカーにおいて一定の動物実験などが行われているようです。ただ、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。  
なお、ウイルスを無毒化することを効能・効果として明示とする場合、医薬品・医薬部外品の承認が必要です。現時点では、「空間噴霧用の消毒薬」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。

**修正後**  
2022年3月  
【参考情報3「次亜塩素酸水」の空間噴霧について】  
「次亜塩素酸水」の空間噴霧で、付着ウイルスや空気中の浮遊ウイルスを除去できるかは、メーカー等が工夫を凝らして試験をしていますが、国際的に評価方法は確立されていません。  
安全面については、メーカーにおいて一定の動物実験などが行われているようです。ただ、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸いしないような注意が必要です。各製品が健康影響のおそれがあるかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守つて適切に使用することを妨げるものではありません。  
なお、ウイルスを無毒化することを効能・効果として明示とする場合、医薬品・医薬部外品の承認が必要です。現時点では、「空間噴霧用の消毒薬」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。

— : 削除された文言    + : 追加された文言

## 国内・海外の最新除菌事例



詳しくは 検索 次亜塩素酸水溶液普及促進会議 ホームページをご覧下さい。

当会議の活動/JFK品質認証シール/次亜塩素酸水溶液への誹謗中傷に対する当会議の見解/効能・安全性のエビデンス/除菌事例/ご意見・ご賛同メッセージ意見広告/実験動画/次亜塩素酸水溶液について/次亜塩素酸水溶液の有効性/次亜塩素酸水に関する記事集/空間噴霧に対する真実/JFK通信